

# 広陵町普通財産売払い 一般競争入札のご案内

※この入札に参加するには、事前に申込みが必要です。

入札に参加される方は、この案内をよく読み、  
内容を十分に把握したうえで、ご参加下さい。

お問い合わせ先  
広陵町役場 総務課  
〒635-8515 広陵町大字南郷583番地1  
電話 0745-55-1001 内線1231

広陵町総務課

## 一般競争入札の主な手順

① 入札の公告 令和4年1月17日（月）

- ・町ホームページにより発表



② 「一般競争入札のご案内」（申込用紙等）配付

令和4年1月17日（月）～2月25日（金）

- ・総務課での配付及び町ホームページから取得してください。



③ 申込受付

令和4年1月17日（月）～2月25日（金）

- ・申込書と誓約書を総務課まで申込受付期間内に郵送又は持参してください。

※現地説明会 令和4年1月26日（水）午前10時



④ 入（開）札

令和4年3月17日（木）午前10時

- ・上記日時に役場3階第一会議室にて行います。  
入札は郵便による入札とします。3月16日（水）午後5時までに役場総務課へ書留郵便により入札書を送付してください。



⑤ 開札、落札者の決定

- ・郵便で届いた入札書を開札し、落札者を決定します。



⑥ 契約締結

令和4年3月18日（金）

- ・広陵町と落札者で売買契約を締結します。



⑦ 売買代金の支払い

- ・契約締結後1ヶ月以内に全額を支払っていただきます。



⑧ 所有権移転の手続き 令和4年5月下旬

- ・登録免許税等の所有権移転に要する一切の費用は、落札者においてご負担していただきます。

## 入札物件について

### 1. 入札物件の概要

	所在地	地目	地積(m <sup>2</sup> )	最低入札価格(円)
土地	馬見南1丁目5番11号	宅地	200.00	21,680,000 (消費税込み)
建物	馬見南1丁目5番11号 (未登記)	LS造ストレート 2階建て (町立集会所)	(概則測量) 1階: 75.36 2階: 75.36 延床: 150.72	

※上記価格は建物の取り壊し費用相当分を控除したものとなります。

※ 入札を行う日時・場所(郵便による入札)

日時 令和4年3月17日(木) 午前10時より  
場所 広陵町役場 3階第一会議室

### 2. 入札物件の重要事項

要件に違反された場合は、広陵町から売買代金の3割に相当する違約金の請求をします。また、次の(1)または(2)に違反された場合は、購入者の負担において原状回復させた上で、広陵町が買い取ることができるものとします。よく読み、内容を十分に把握してください。

#### (1) 購入後の用途制限等

購入後の入札物件の用途につきましては、都市計画法(昭和43年法律第100号)、建築基準法(昭和25年法律第201号)、奈良県開発審査基準等の関連法令等を遵守してください。

(2) 建物の用途につきましては、専用住宅に限ります。現状建物を除却し、新たに建物を建築する場合も同様です。また、入札物件を第三者に転売する場合は、転売後においても建物の用途は専用住宅に限るとの条件を付さなければなりません。

## 申込みから所有権移転まで

### 1. 入札の公告

令和4年1月17日(月)に広陵町ホームページにより発表。

### 2. 「一般競争入札のご案内」(申込用紙等)配付

令和4年1月17日(月)から2月25日(金)まで  
午前9時00分~午後5時00分  
(土曜日・日曜日・祝日を除く。)

(1) 申込受付・期間

※入札に参加するには、事前の申込みが必要です。

- 申込期間 令和4年1月17日(月)から2月25日(金)まで  
午前9時00分から午後5時00分まで  
(土曜日・日曜日・祝日を除く。)
- 申込場所 広陵町役場 2階 総務課  
電話 0745-55-1001 (内線1231)

(2) 現地説明会

- とき 令和4年1月26日(水) 午前10時00分
- ところ 奈良県北葛城郡広陵町馬見南1丁目5番11号 現地

3. 申込資格

- 入札には、個人、法人を問わず、どなたでも参加していただけます。
- 落札された時は、申込みされた方が購入者となります。
- 2人以上の共有名義で参加することもできます。
- ただし、次に該当する方は、入札に参加することができません。  
(申込みのできない方)
  - (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない方又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない方
  - (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当する方でその事実があった後2年を経過していない方
  - (3) 広陵町物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中である方
  - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団員及びその構成員
  - (5) 上記に該当する方を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する方

4. 申込方法

入札参加希望者は、郵送又は持参にて下記の必要書類を提出してください。

申込書の提出のない方は、入札に参加することができませんので、入札を希望される方は必ず提出してください。

- (1) 申込書(押印は登録印鑑)
- (2) 誓約書(押印は登録印鑑)
- (3) 印鑑登録証明書
- (4) 住民票の写し(法人の場合、履歴事項全部証明書)  
※(3)、(4)いずれも発行後3ヶ月以内のものに限る。

5. 入札方法

入札は、入札申込者が事前に入札書を一般書留郵便若しくは簡易書留郵便

にて所定の日時までには郵送することにより行い、入札日に開封し落札者を決定します。

6. 入札書到着期限 令和4年3月16日(水)午後5時  
(送付先) 〒635-8515 奈良県北葛城郡広陵町大字南郷583番地1  
広陵町役場 総務課長宛

#### 7. 開札

■と き 令和4年3月17日(木)午前10時00分

■ところ 広陵町役場 3階第一会議室

- ・入札は、郵便で届いた入札書を開封することにより行います。
- ・入札申込者で、立会をご希望される場合は開札日時までにご参集ください。

#### 入札に当たっての注意事項

- (1) 入札書には、入札者の住所・氏名を記入のうえ、印鑑を必ず押印してください。
- (2) 入札書への金額の記入には、アラビア数字(0、1、2、3・・・)の字体を使用し、最初の数字の前に¥マークを付け、物件の全額を記入してください。
- (3) 入札において使用する通貨は、日本国通貨に限ります。
- (4) 入札済の入札書は、いかなる理由があっても、書換え、引換え又は撤回をすることができません。
- (5) 次のいずれかに該当する入札は、無効とします。
  - ①規則又は入札の条件に違反したとき。
  - ②入札保証金を納付しないとき。
  - ③同一条項に対し入札者及びその代理人がともに入札したとき若しくは1人で同一条項に対して金額の異なった2以上の入札をしたとき。
  - ④金額、氏名、その他入札に関する要件を確認できないとき。
  - ⑤入札者が協定して入札したとき。
  - ⑥入札に際して不正の行為があったとき。

#### 8. 落札者の決定

落札者は、次の方法により決定します。

- (1) 有効な入札を行った方のうち、入札書に記入され金額が、広陵町が定める最低入札価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札した方
- (2) (1)に該当する方が2名以上ある時は、入札後直ちに行うくじ引きにより、決定します。(この場合、入札者はくじ引きを辞退できません。)

#### 9. 契約締結

- (1) 広陵町と落札者の売買契約は、令和4年3月18日(金)(入札日の翌日)に、広陵町総務課において、土地売買契約書により締結します。

※土地売買契約は、必ず「落札者」名義で締結すること。

共有名義で参加した場合は、必ず「共有者全員」の名義で締結していただくこととなります。

- (2) 落札者は、契約締結後、1ヶ月以内に売買代金の全額を支払わなければなりません。
- (3) 契約に要する費用（印紙税等）、所有権の移転に要する費用（登録免許税等）は落札者の方に負担していただきます。
- (4) 契約を締結するときには、実印、印鑑登録証明書、住民票の写し（法人の場合、履歴事項全部証明書）等が必要です。また、契約金額に伴う収入印紙額及び所有権移転登記に係る登録免許税額についても併せて持参してください。  
※証明書等は3ヶ月以内に発行されたものに限る。

#### 10. 売買代金の支払い

売買契約締結後、1ヶ月以内に全額を納付していただきます。広陵町が発行する納付書により、お支払いください。

#### 11. 所有権移転の手続き

- (1) 売買代金を全額納付された時に移転します。
- (2) 登記の手続きは、広陵町が行います。
- (3) 所有権移転登記に必要な登録免許税は落札者の負担となります。
- (4) 登記の時期は、令和4年5月下旬の予定です。

#### 12. その他の注意事項

- (1) 物件の引渡しは、現状のままで行いますので、必ず事前に現地の確認をしてください。
- (2) 売買契約締結の日から売買物件の引渡しの日までの間において、広陵町の責めに帰すことのできない理由により、売買物件に滅失、き損等の損害を生じたときは、その損害は、落札者の負担となります。
- (3) 落札者は、売買契約締結後、売買物件の数量の不足その他隠れた瑕疵のあることを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約解除をすることができません。
- (4) 入札保証金及び契約保証金は免除とします。